（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

**第三条**　都市計画第一種飛行場設置等事業に係る都市計画決定権者（以下「第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者」という。）は、都市計画第一種飛行場設置等事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、都市計画第一種飛行場設置等事業が実施されるべき区域の位置又は都市計画第一種飛行場設置等事業の規模に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2　第一種飛行場設置等事業都市計画決定権者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、都市計画第一種飛行場設置等事業に代わる事業の実施により同等の運送サービスの提供が行われる場合その他都市計画第一種飛行場設置等事業を都市計画に定めないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

第六条の次に次の一条を加える。

（報告書作成に関する指針）

**第七条**　都市計画対象飛行場設置等事業に係る法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項の報告書の作成については、選定指針等省令第三十六条から第三十八条までの規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第三十六条中「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と、選定指針等省令第三十七条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象飛行場設置等事業」とあるのは「当該都市計画事業者」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と、選定指針等省令第三十八条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「事業者の」とあるのは「都市計画事業者の」と、「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象飛行場設置等事業」とあるのは「都市計画対象飛行場設置等事業」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と読み替えるものとする。

（港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

**第五条**　港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第三条第一項第二号イ(1)中「次条第三項第一号イ」を「次条第四項第一号イ」に改め、同号イ(2)中「次条第三項第一号ロ」を「次条第四項第一号ロ」に改める。

第四条第四項第一号イ(2)中「騒音」の下に「（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。別表第一及び別表第二において同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。）」を加え、同条第六項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第六条第一項中「勘案して」を「勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を」に改める。

第十条第二項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第十五条第二項中「及び関係する地方公共団体その他の主体との協力の方法等」を「、関係する地方公共団体その他の主体との協力の方法、必要に応じて受ける専門家の助言等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　特定港湾管理者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

（軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

**第六条**　軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第三十五条とし、第十九条を第三十四条とする。

第十八条第一項第一号中「第二条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第十七条第二項」に、「第五条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十八条第二項」を「第三十三条第二項」に、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に改め、同条第三項中「第九条第五項並びに第十条第四項及び第六項」を「第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項」に、「第九条第六項」を「第二十四条第四項」に、「第十条第五項」を「第二十五条第四項」に、「第十一条第二号」を「第二十六条第二号」に改め、同条第四項中「、第十四条」を「、第二十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十六条」を「第三十一条」に改め、同条第五項中「第十七条第三項」を「第三十二条第三項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十七条第一項中「この条において」を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

第十七条に次の一項を加える。

4　事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十七条を第三十二条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から第一種軌道建設等事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十六条を第三十一条とし、第十五条を第三十条とし、第十四条を第二十九条とする。

第十三条中「第十七条」を「第三十二条」に改め、同条を第二十八条とする。

第十二条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る手法選定に当たっての留意事項）」に改め、同条第一項中「第五条」を「第二十条」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第十二条を第二十七条とする。

第十一条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る評価の手法）」に改め、同条第一号中「第十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。